

iBTA 再生医療研究会会則

第1条（名称）

本会は、iBTA 再生医療研究会と称する。

英文名は The Japanese Society for iBTA-Based Regenerative Medicine とする。

第2条（事務局）

本会は、事務局をバイオチューブ株式会社東京事務所内に置く。

〒104-0033 東京都中央区新川 2-13-11 内田ビル 4階

第3条（目的）

本会は、iBTA 技術に基づく再生医療に関する研究を行い、その臨床応用を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、年1回の学術集会を開く。このほか本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条（会員及び賛助会員）

本会は、次の会員によって構成する。

1. 個人会員 A：iBTA に関する研究と実践に従事する医師、歯科医師、獣医師で、第3条の目的に賛同し所定の会費を納めた者
2. 個人会員 B：iBTA に関する研究と実践に従事する大学等の研究者で、第3条の目的に賛同し所定の会費を納めた者
3. 個人会員 C：本会の主旨に賛同する医療、獣医療、大学等の関係者で、所定の会費を納めた者
4. 賛助会員：本会の主旨に賛同する組織または団体で、所定の賛助会費を納めた者

第6条（入会）

入会を希望するものは、所定の入会申込書を事務局に提出し、世話人会の承認を得るものとする。

第7条（退会）

退会を希望するものは、その旨を届け出なければならない。その場合、既納の年会費は返付しない。また、連続して2年間会費を納入しないものは退会とみなす。

第8条（除名）

会員が本会の名誉を傷つける、又は本会の目的に著しく反したときは、世話人会の議を経てこれを除名することができる。

第9条（役員）

1. 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

当番世話人 1名

世話人 5名程度

学術理事 20名程度

2. 会長は世話人の互選によって定められ、本会を代表するとともに会務を統括する。任期は特に定めのないものとする。

3. 当番世話人は世話人の互選によって定められ、年次学術集会を主宰する。任期は1年とする。

4. 世話人は学術理事の中から会長が委嘱する。世話人は世話人会を構成し会務に関する事項を議決する。世話人会は年1回以上開催するものとする。

5. 世話人会は会長が召集し議長となる。

6. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第10条（研究集会）

1. 研究集会開催のため、当番世話人をおく。

2. 当番世話人は世話人会の会議によって決める。

第11条（会費）

会員は姓名を賛助会員は団体名を登録し、それぞれ定められた年会費を納入するものとする。

年会費は次の如く定める。

1. 個人会員 5,000円

2. 賛助会員 100,000円/一口

第12条（会計）

1. 本会の経費は会費、寄付金その他を持ってこれに充てる。

2. 本会の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

第13条（会則変更）

本会則の変更には世話人会において、その3/4以上の賛成を必要とする。

本会則は平成30年12月1日から施行する。